○内閣府令第九十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イ及び第百十四条の六並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十五条第二項第一号ロの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十一月二十日

内閣総理大臣　高市　早苗

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

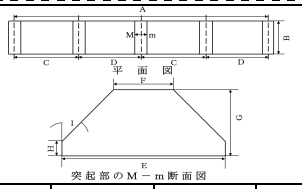
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （免許申請書）<br>第十七条　［略］<br>２　前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。<br>（第三号イ、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示）<br>［一～五　略］<br>六　免許申請者が令第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項に規定する教習を修了した者である場合にあつては、当該教習を修了した者であることを証明する書類<br>［七～十　略］<br>［３～５　略］<br>（運転技能検査）<br>第二十六条の五　運転技能検査は、次に掲げる項目について行うものとする。<br>［一・二　略］<br>三　方向変換<br>四　［略］<br>［２～６　略］<br>別表第三（第三十二条関係）<br>一　［略］ | （免許申請書）<br>第十七条　［同上］<br>２　［同上］<br>［一～五　同上］<br>六　免許申請者が令第三十二条の七第二号、第三十二の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項に規定する教習を修了した者である場合にあつては、当該教習を修了した者であることを証明する書類<br>［七～十　同上］<br>［３～５　同上］<br>（運転技能検査）<br>第二十六条の五　［同上］<br>［一・二　同上］<br>［号を加える。］<br>三　［同上］<br>［２～６　同上］<br>別表第三（第三十二条関係）<br>一　［同上］ |

二　コースの形状及び構造に関する基準

| コースの種類 | 基準 |
| --- | --- |
| ［略］ | 一　次の表に掲げる基準を満たしているものであること。 |

波状路コース



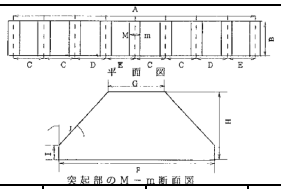
突起部のM－m断面図

| 区分 | 図示の記号 | 寸法 |
| --- | --- | --- |
| 長さ | A | 九・五メートル |
| 幅 | B | 〇・七メートル |
| 突起部の間隔 | C | 二・六メートル |
| 突起部の間隔 | D | 二・一五メートル |
| 突起部の幅 | E | 〇・一四メートル |
| 突起部上部の幅 | F | 〇・〇六メートル |
| 突起部の高さ | G | 〇・〇五メートル |
| 傾斜部までの高さ | H | 〇・〇一メートル |

二　［同上］

| コースの種類 | 基準 |
| --- | --- |
| ［同上］ | 一　［同上］ |

波状路コース



突起部のM－m断面図

| 区分 | 図示の記号 | 寸法 |
| --- | --- | --- |
| 長さ | A | 九・五メートル |
| 幅 | B | 〇・七メートル |
| 突起部の間隔 | C | 一・三メートル |
| 突起部の間隔 | D | 一・〇メートル |
| 突起部の幅 | E | 一・一五メートル |
| 突起部上部の幅 | F | 〇・一四メートル |
| 突起部の高さ | G | 〇・〇六メートル |
| 突起部の高さ | H | 〇・〇五メートル |

| | | |
|---|---|---|
| 傾斜部の角度 | I | 四十五度 |

備考　コースの側端は、白色の線又は金属製の枠により表示されているものであること。

二　［略］

［略］

備考　［略］

| | | |
|---|---|---|
| 傾斜部までの高さ | I | 〇・〇一メートル |
| 傾斜部の角度 | J | 四十五度 |

備考　コースの側端は、白色の線又は金属製の枠により表示されているものであること。

二　［同上］

［同上］

備考　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和九年二月一日から施行する。ただし、第二十六条の五第一項の改正規定は、令和九年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の道路交通法施行規則（以下「旧府令」という。）第二十六条の五第一項各号に掲げる項目について行われた運転技能検査（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査をいう。以下この項において同じ。）における結果が旧府令第二十六条の六第一号に定める基準に該当していない者については、当該改正規定による改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第二十六条の五第一項各号に掲げる項目について行われた運転技能検査における結果が新府令第二十六条の六第一号に定める基準に該当しなかった者とみなす。

3　第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に旧府令第二十六条の五第一項各号に掲げる項目につ

いて行われた運転免許取得者等検査（道路交通法第百八条の三十二の三第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等検査（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）における結果が旧府令第二十六条の六第二号に定める基準に該当していない者については、新府令第二十六条の五第一項各号に掲げる項目について行われた運転免許取得者等検査における結果が新府令第二十六条の六第二号に定める基準に該当しなかった者とみなす。

4　指定自動車教習所におけるコースの形状及び構造に関する基準は、この府令による改正後の道路交通法施行規則別表第三の二の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。